

込むこととする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{2}{365}$$

平成二十八年二月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二
十一
初期利子
十
十
十
十
七
六
五
四
三

の中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限
後 第 二 期 利 子 以

(一) 式 次 う 八 中 平 頭 平 利 年 を 毎 年
ら に こ 本 成 面 途 成 本 途 成 二 月 十 五 日
平 よ 区 と 銀 行 金 銀 行 三十 年 二 月 十 五 日
成 二 分 と 换 額 百 金 額 三十 年 月 以 來 各 支
九 し 算 に 金 額 二十 七 年 八 月 以 來 各 支
年 た し て 五 月 月 以 來 各 支
八 金 本 取 店 月 以 來 各 支
月 額 本 取 店 月 以 來 各 支
十 と ぞ 金 お 平 店 月 以 來 各 支
五 す れ 額 い 成 日 月 以 來 各 支
日 は て 二 日 月 以 來 各 支
前 か 。 算 行 十 日 月 以 來 各 支

$$\text{額面金額} - (\text{利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} \times 2 - \text{受入経過利子})$$

に相当する金額)にお出し、受入経過利子に相当する金額は、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切り捨ててとし、一円とする。ただし、受入経過利子に満たない場合には一円とする。個人向け国債の発行等に関する省令(平成十四年財務省令第六十八号)第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄についても同じ。)。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

365

(二) 平成二十九年二月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者(相続税法(昭和二十九年法律第七十一号)第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の一部を改

(一)にのも途つ平該当救十には指第昭（人が養第正第正
当する金額×面積）
まらよ区の換て成個該助二お當定二和特が、信一前五す
する金額の成算にしを、十向害行法て市市五十区又亡契に相
する金額の間二出応、請當八けにわ律、のに十二をはし約規続稅三
（平成三十條成の場八十八た、のす個八債かる百害とつ條法のみのと受する第
の経過利子に相当する金額 $\frac{79.685}{100}$ +経過利子に相当する金額）
八二額れ取こ向十有た害八助るは十第地住に者特二規
月月とぞ金とけ五すとが号法。、九六方すはを別十定
十すれ額が国日るき發）（当第十自るそ含障一に五
五年のはで債前者に生に昭の該一七治市相のむ害条よ年
日日。算、きのでがはしよ和区市項号法町相。者のる法律
前か式次る中あ、当、る二域又の（扶四改律

払元
場利金所
支

(二)

平成二十八年一月十五日前
の場合
額面金額 + 経過利息に相当する金額 - (経過利息に相当する金額 - 受入経過利息に相当する金額)